

産業廃棄物収集運搬業許可証

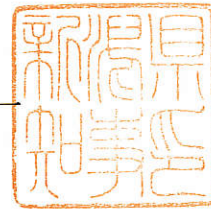
愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

株式会社 テルスター

代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 米 山 隆



許可の年月日 平成30年 3月14日

許可の有効年月日 平成35年 3月13日

1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- ・新規許可年月日 平成30年 3月14日

5 積替え許可の有無

無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有

(平成30年 3月14日 新規許可)